



あいづ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部
〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館2階
〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表1】国家公務員の地域手当

級地	支給割合	主な支給地域
1級地	20%	東京都特別区(23区)
2級地	16%	横浜市、川崎市、大阪市、名古屋市等
3級地	12%	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、京都市、神戸市、広島市、福岡市等
4級地	8%	宇都宮市、金沢市、静岡市、熊本市等
5級地	4%	その他の地域(福島のように支給のない地域もあり)

※基本給(俸給)×支給割合

紙面学習

シリーズ

50

『各種手当』

各種手当の現状を再度確認し、公務員のメインの闘いである「秋季賃金確定闘争」へ向けて、単組全体で学習を強化し、闘争に備えましょう！

▼今回も、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基にした内容です。

▼まず『地域手当』です。最初に断っておきますが、福島県は支給対象外です。地域手当は、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。25年4月に制度改正が行われ、それまで市町村単位としていた支

給単位を都道府県単位に見直し、支給率(級地区分)も5区分に改められました。ただし、人口20万人以上の自治体については、市町村単位で民間賃金との比較が行われ、支給率が定められています。

またこの手当は、1時間当たりの給与額(時間外手当など)、期末・勤勉手当などの基礎に含められます。県都などで支給している場合でも、(県都に)隣接しており生活圏・通勤圏を同じくする自治体なのに支給されないケースもあります。(福島は、対象外となっており)支給地と比較して賃金格差が生じるため、人材確保に支障をきたすなどの課題があります。

総務省はこれまで、手当を国基準以上に支給する自治体に対し、特別交付税を減額する措置を取っていましたが、自治労の取り組みもあり、25年度からその措置が廃止されました。そも

【図表2】国家公務員の扶養手当

支給区分	支給額
配偶者	0円
子	13,000円
子(16歳年度初め～22歳年度末)	加算 5,000円
父母等	※6,500円

※行政職俸給表(一)8級職員等の場合、支給額は3,500円となり、行政職俸給表(一)9級以上職員等の場合、支給されない。

▼次に『扶養手当』です。扶養親族のある職員に支給されるもので、生活給的な性格があります。【図表2】は国家

そも、その自治体における物価や生活費が高い地域に勤務する職員に対して、生活水準を保つために補填する手当なのであれば、(民間賃金に関係なく)物価とともに、自動車に係る維持費、冷暖房に係る経費、除雪に係る経費なども勘案して支給されるべきものなのではないかと考えます。

当面の日程

- 7月17日(金)
10:00～県本部第109回中央委員会(福島GP)
- 7月22日(水)
18:00～喜多方市職労 納涼のタベ(喜多方プラザ)
- 8月26日(水)27日(木)自治労第100回定期大会(大宮ソニックシティ)

【図表3】国家公務員の通勤手当

通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給（片道2km以上）

【支給額】

- 交通機関等の利用者⇒6箇月定期券等の価額により支給
- 自動車等の交通用具使用者⇒通勤距離に応じた月額（2,000円～66,400円）を毎月支給
- 駐車場等の利用者⇒利用料金等の価額（上限5,000円）を毎月支給（自動車等の交通用具使用に係る手当を支給している職員に支給）
- 通勤手当の支給限度額は1箇月当たり15万円

公務員における扶養手当の概要ですが、配偶者に係る扶養手当は段階的に縮小され、26年度から廃止となりました。理由は、支給要件を満たすために就業時間を調整する要因となっていたことから、配偶者の就労促進等のために廃止されたものです。

▼次に『通勤手当』です。【図表3】が国家公務員の通勤手当の概要です。特に、昨年の人事院勧告で、駐車場料金（自転車やバイクの駐輪場代を含む）を支給（上限月額5千円）できることとなり、26年度から支給されています。

【図表4】国家公務員の住居手当

借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に支給

【支給額】

- 借家・借間居住職員⇒（月額16,000円を超える家賃を支払っている職員）最高28,000円
- 配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員⇒最高14,000円

▼次に『住居手当』です。国と多くの自治体では09年人事院勧告に基づき、10年4月から「持ち家」にかかる住居手当（新築・購入後5年間・月額2千5百円支給）が廃止されましたが、全国的に見ると、官舎の整備状況など地方と中央の違いから制度を残している自治体（神戸市や横須賀市など）もあるようです。

▼次に『宿日直手当』です。正規の勤務時間以外の時間および休日などに宿日直勤務を命じられ、従事した職員に対して支払われる手当です。国家公務員の場合、勤務の態

【図表5】国家公務員の特殊勤務手当の例

名 称	対象業務	手当額（円）
高所作業手当	足場の不安定な高所で行う建設作業等	1日 200～520
死体処理手当	死体の収容作業等	1日 1,000～1,600
防疫作業手当	感染症に汚染されている区域で行う看護等	1日 290～380
災害応急作業等手当	災害発生時に河川の堤防等で行う応急業務	1日 950～1,440
用地交渉等手当	公共事業に必要な土地取得等のための交渉業務	1日 1,000

様に応じ、勤務1回につき4千7百円～2万2千5百円が支給されます。

▼最後に『特殊勤務手当』です。著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務その他特殊な勤務で、賃金上特別の考慮が必要な場合に、その特殊性に応じて支払われる手当です。国家公務員にない手当は廃止される傾向にありますが、自治体には、国にはない業務があります。考慮が必要な業務に対しては手当を支給することが認められています。

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



編集後記

○早いですねえ。今年も、もう折り返し点過ぎました。「酷暑が来た」かと思ったら急に涼しくなり、秋が一瞬で過ぎ去り、そして冬へ：そうしてまた一年が過ぎ去るんですね。

○ふと、退職したら「時間がゆっくり流れる」のか？と思います。仕事中心の生活から解放され、物理的・心理的なゆとりが生まれると、ゆつくりと感じるのかもしれないですね。でも、だからだと過ごしたら違うような気がします。（笑・坂内）

